

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

孺恋村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

孺恋村地域

(1) 現況

孺恋村は、高原キャベツを中心とした大規模な高原野菜の栽培や酪農による農業形態が中心であり、消費者のニーズに応えるため、環境に配慮した農業の推進が求められている。また、吾妻川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかしながら、担い手の高齢化により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。またカモシカ、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が拡大している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、事業の推進を図りたい。

法第3条第3項第2号に掲げる事業では、耕作放棄の発生を防止し、農業生産条件の不利を補正する。また、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間等の連携、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等を目標に促進を図ることとする。

法第3条第3項第3号に掲げる事業では、減農薬栽培・有機肥料・堆肥の投入による減科学肥料栽培の取り組み・農業用廃資材の回収・省資源活動やグリーンベルトの推進を図る。また、農業者団体と連携して推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	推進計画区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	孺恋村袋倉うさぎ沢	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	孺恋村今井霜田	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	孺恋村大笹地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法3条第3項第2号、第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

群馬県吾妻郡嬭恋村（山村振興法、過疎法の指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

- (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）
 - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
 - (iii) その他
- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (オ) 群馬県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

特に定めない。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて嬭恋村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

- (1) 地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項は以下のとおりとする。
 - ア 農用地に関連する土地改良事業の概要
 - イ 現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要
 - ウ 協定認定後の地目の変更の内容
- (2) 農業生産条件の強化のための自己施工として、嬭恋村長が地域の実情を踏まえて必要と認めるものは以下のとおりとする。
集落協定の参加者が行う共同作業による、ほ場整備、棚田の石垣・法面の改良、農道の整備、水路の整備、防風林の設置、それらに準じる生産条件を向上させる改良措置